

2024（令和6）年度 埼玉支部事業実施状況

令和6年度 事業実施状況（埼玉支部）

1.基盤的保険者関係 （1）健全な財政運営		
計画内容	実施状況（◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施）	
<p>（1）健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会にて丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、また、加入者一人当たりの医療給付費の伸びの方が高い赤字構造であり、いずれ財政を逼迫させるという構造的な問題を抱えているとしながら、準備金は毎年度積み上がっているという、加入者・事業主にとって分かりにくい協会の保険料財政の仕組み・現状についての説明を広報誌やホームページ、その他各種媒体を通して丁寧に行う。 ・ 都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 	<p>（1）健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月の評議会において、令和5年度の事業実施状況について報告。併せて「健康保険証とマイナンバーカードの一体化（マイナ保険証）」に関する制度および実施スケジュールについて報告。 ・ 7月の評議会において、令和5年度協会けんぽ決算見込みについて報告。 ・ 10月の評議会において、平均保険料率について議論を行った。 ・ 1月の評議会において、令和7年度保険料率、支部事業計画および支部保険者機能強化予算について議論を行った。 ・ 健康保険委員だより8月号と埼玉だより9月号において、協会の令和5年度の決算（見込み）概要を掲載し、協会の保険財政の仕組み・現状について理解を図った。 ・ 埼玉だより1月号・メルマガ1月号において、インセンティブ制度の令和5年度実績報告を行った。 ・ 新聞広告（1月27日、2月25日、3月24日）においてインセンティブ制度の概要、新聞広告（3月11日、17日）において保険料率の概要を掲載し、それぞれの制度についての理解を図った。 	○

1.基盤的保険者関係

(2) 業務改革の実践と業務品質の向上

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)									
<p>(2) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務マニュアルや手順書に基づく事務処理を基本としつつ、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟で最適な体制による事務処理の徹底により、業務処理の品質を追求し、生産性の向上を図る。 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するとともに、職員の多能化を推進し、職員の意識改革と育成を図る。 <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な進捗管理を行い、サービススタンダード（受付日から10営業日以内の支払い）を遵守する。 	<p>(2) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務量の多寡に応じ柔軟に事務処理体制を変更できるよう、各職員への差配及び進捗管理を行いつつ、契約職員を含めた業務スキルの多能化ならびに現金給付の審査確認をはじめとする業務処理方法の見直しを進めている。 ミーティングやコミュニケーションツールを活用し、全職員がマニュアルや手順書に基づく事務処理を行うことができるよう、必要な情報を共有のうえ事務処理を進めている。 <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 進捗状況を日時で管理、適正に業務を実施。 <p>■ 令和6年度目標（KPI）：サービススタンダードの達成状況 <u>100%</u></p> <table border="1" data-bbox="902 1126 1845 1337"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>決定件数</th> <th>達成件数</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度 (2月まで) (前年同期)</td> <td>67,190件 (66,384件)</td> <td>67,190件 (66,384件)</td> <td>100% (100%)</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	決定件数	達成件数	達成率	令和6年度 (2月まで) (前年同期)	67,190件 (66,384件)	67,190件 (66,384件)	100% (100%)	<p>△</p> <p>○</p>
年 度	決定件数	達成件数	達成率							
令和6年度 (2月まで) (前年同期)	67,190件 (66,384件)	67,190件 (66,384件)	100% (100%)							

1.基盤的保険者関係 (2) 業務改革の実践と業務品質の向上

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)								
<ul style="list-style-type: none"> 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、現金給付申請等に係る郵送化を促進する。 顧客対応スキルの向上を図るための研修や勉強会を実施する。また、お客様満足度調査結果の分析及び課題の抽出を行い、お客様サービス向上のための取り組みを行う。 コールセンターとの連携及び支部の相談体制に基づき、お客様からの相談・照会に的確に対応する。 <p>■ KPI :</p> <p>1) サービススタンダードの達成状況を100%とする</p> <p>2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> 繁忙期における混雑予想をHPに掲載し、混雑緩和を図った。 <p>■ 令和6年度目標 (KPI) : 現金給付等の申請にかかる郵送化率 96.5%以上</p> <table border="1" data-bbox="902 523 1854 769"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>郵送化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度 (3月まで)</td> <td>96.3%</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>96.5%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 毎終業前にミーティングを開催し、連絡事項の共有や案内時の注意事項などの伝達のほか、コールセンターを含めた受電状況やお客様の声を共有し、受電率やお客様サービス向上を図っている。その他、電話相談対応に対する更なる意識醸成に向けた取り組みを進めた。 適宜コールセンターと連携を取り、必要な事務連絡の共有やお客様への案内誤りなどの注意喚起を行った。 マイナ保険証関連(資格情報のお知らせ送付等)の電話対応に向けた研修及び受電体制を構築のうえ、各種問い合わせに対応した。 お客様満足度調査結果に基づき、加入者サービス向上計画を策定のうえ実施。 		年度	郵送化率	令和6年度 (3月まで)	96.3%	令和5年度	96.5%	<p>△</p>
年度	郵送化率								
令和6年度 (3月まで)	96.3%								
令和5年度	96.5%								

1.基盤的保険者関係 (2) 業務改革の実践と業務品質の向上

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)																									
<p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 傷病手当金と障害年金等の併給調整を確実に実施する。 不正の疑いのある申請について、保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への照会や立入検査を実施する等、重点的な審査を行う。 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請または負傷部位を意図的に変更する(いわゆる「部位ころがし」)過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化するとともに、不正疑義案件については面接確認委員会における面接や厚生局への情報提供を行う。 高齢者医療への拠出金等の適正化のため、被扶養者資格の再確認を適切に実施する。 社会保険労務士会との連絡協議会を開催のうえ、現状の課題等を共有しつつ、円滑な事務処理等に向けた連携を図る。 	<p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者用リストにより併給調整処理の進捗を管理のうえ、遅延なく実施。 <p>傷病手当金等併給調整処理状況 (令和7年4月現在)</p> <table border="1" data-bbox="902 475 1854 651"> <thead> <tr> <th></th> <th>確認対象</th> <th>確認済</th> <th>返納対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>2,166件</td> <td>1,712件</td> <td>1,179件</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1,851件</td> <td>1,851件</td> <td>1,229件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 審査時において、不正が疑われる内容については、確認資料を求めて適正と判断したものについて支給決定を実施。また、高額報酬者や取得接近などの申請事案について対象者を抽出のうえ、適宜対応。 令和6年8月、11月、1月に保険給付適正化PTを開催し、抽出結果の報告及び今後の対応について協議したほか、毎月の報告会にて進捗を報告。 不正疑いのある2事業所に対し、関東信越厚生局の立入検査の認可をもとに調査を実施。 <p>柔道整復施術療養費 患者照会の実施件数</p> <table border="1" data-bbox="902 1145 1854 1353"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度 (昨年同期)</th> <th>対比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請求件数</td> <td>545,664件</td> <td>540,193件</td> <td>101.0%</td> </tr> <tr> <td>照会件数</td> <td>18,264件</td> <td>22,409件</td> <td>81.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>照会対象：2部位10日以上の施術</p>		確認対象	確認済	返納対象	令和6年度	2,166件	1,712件	1,179件	令和5年度	1,851件	1,851件	1,229件		令和6年度	令和5年度 (昨年同期)	対比	請求件数	545,664件	540,193件	101.0%	照会件数	18,264件	22,409件	81.5%	<p>△</p> <p>○</p>
	確認対象	確認済	返納対象																							
令和6年度	2,166件	1,712件	1,179件																							
令和5年度	1,851件	1,851件	1,229件																							
	令和6年度	令和5年度 (昨年同期)	対比																							
請求件数	545,664件	540,193件	101.0%																							
照会件数	18,264件	22,409件	81.5%																							

1.基盤的保険者関係 (2) 業務改革の実践と業務品質の向上

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)							
	<p>●多部位、頻回傾向の強い施術所に対し、改善依頼書を送付。 (令和6年度37件)</p> <p>●自己・自家施術を行っている施術管理者へ注意喚起通知書を送付。 (令和6年度2件)</p> <p>柔道整復施術療養費 3部位以上かつ月15日以上の申請割合</p> <table border="1" data-bbox="902 624 1872 826"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>申請割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度(2月現在)</td> <td>0.83%</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>0.83%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 改善依頼書の送付後、改善が見られない施術所に対し、令和6年8月に面接確認を実施</p> <p>・被扶養者資格再確認について、10/7~11/7にかけて60,991事業所へ送付。 提出率：84.7%</p> <p>・社会保険労務士会との連絡協議会を開催し、マイナ保険証関連を中心とした取扱い等を共有のうえ、事務処理や支部事業の理解・協力に向けた連携の機会を創出。</p> <p>・加入者からの情報提供により判明した診療報酬の不正請求疑い1件について、関東信越厚生局に情報提供を実施。</p>	年度	申請割合	令和6年度(2月現在)	0.83%	令和5年度	0.83%	<p>△</p> <p>△</p> <p>○</p>
年度	申請割合							
令和6年度(2月現在)	0.83%							
令和5年度	0.83%							

1.基盤的保険者関係 (2) 業務改革の実践と業務品質の向上

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)																											
<p>④ レセプト点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム(AI)によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト(目視対象に振り分けられたレセプト等)を優先的かつ重点的に審査する。 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。 資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。 <p>■ KPI :</p> <p>1) 協会のレセプト点検の査定率(※)について前年度以上とする</p> <p>(※) 査定率=協会のレセプト点検により査定(減額)した額÷協会の医療費総額</p> <p>2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p>	<p>④ レセプト点検の精度向上</p> <p>内容点検にかかる査定金額(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="902 395 1865 584"> <thead> <tr> <th>結果反映月</th> <th>4~6月</th> <th>7~9月</th> <th>10~12月</th> <th>1~3月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>96,253</td> <td>72,586</td> <td>75,277</td> <td>73,565</td> <td>317,681</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>79,153</td> <td>107,625</td> <td>111,930</td> <td>107,028</td> <td>405,736</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 行動計画会議を毎月開催し、月次で進捗状況を管理。 効率的・効果的な点検のため、高額レセプトの点検を徹底。 毎月、点検員全員参加の自動点検マスタ打合せを実施。 効果的な再審査請求を行うため点検員間の情報共有を徹底。 資格点検、外傷点検をスケジュールに基づき実施。 <p>■ KPI</p> <p>1) 令和6年度目標(KPI) : 査定率 : 0.185%以上</p> <table border="1" data-bbox="902 1031 1693 1276"> <thead> <tr> <th></th> <th>査定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>0.142%</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>0.185%</td> </tr> <tr> <td>全国平均(令和6年度)</td> <td>0.131%</td> </tr> </tbody> </table>	結果反映月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	合計	令和6年度	96,253	72,586	75,277	73,565	317,681	令和5年度	79,153	107,625	111,930	107,028	405,736		査定率	令和6年度	0.142%	令和5年度	0.185%	全国平均(令和6年度)	0.131%	<p>△</p> <p>△</p>
結果反映月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	合計																							
令和6年度	96,253	72,586	75,277	73,565	317,681																							
令和5年度	79,153	107,625	111,930	107,028	405,736																							
	査定率																											
令和6年度	0.142%																											
令和5年度	0.185%																											
全国平均(令和6年度)	0.131%																											

1.基盤的保険者関係 (2) 業務改革の実践と業務品質の向上

計画内容

実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- 発生した債権については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、債務者の資力に応じて保険者間調整や分割返納を提案するなど、早期回収に向けた取組を計画的かつ確実に実施する。
- 簡易及び地方裁判所の仕組みを生かした民事訴訟や支払督促等の法的手続き、悪質な債務者に対する強制執行による給与差押え、契約弁護士による納付催告や直接的な交渉等により、効率的かつ効果的な債権の回収につなげる。
- 無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を計画的かつ確実に実施する。
- 日本年金機構や社会保険労務士会と連携し、資格喪

2) 令和6年度目標(KPI) : 1件当たりの査定額 : 10,123円以上

	査定額
令和6年度	17,579円
令和5年度	10,123円
全国平均(令和6年度)	9,908円

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- 保険者間調整の実施状況

返納金の新規調定及び定期催告の都度、国民健康保険との保険者間調整が可能な債務者に対して、早期回収につなげるため、制度利用を促すチラシの同封を徹底。

実績	第1四半期 4~6月	第2四半期 7~9月	第3四半期 10~12月	第4四半期 1~3月	通期 4~3月	【参考】R5 年度実績
回収件数	288件	421件	220件	301件	929件	1,093件
回収金額	38,838千円	35,584千円	20,870千円	27,824千円	12,013千円	100,693千円

- 債権催告の実施状況

支部及び弁護士による催告を毎月、計画的に実施。また、日本年金機構から送信される新規加入者情報データを活用し、勤務先が判明した債務者に対して、適宜、当該勤務先あて文書による催告を実施。

1.基盤的保険者関係 (2) 業務改革の実践と業務品質の向上

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)																																													
<p>失時における速やかな保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>第1四半期 4~6月</th> <th>第2四半期 7~9月</th> <th>第3四半期 10~12月</th> <th>第4四半期 1~3月</th> <th>通期 4~3月</th> <th>【参考】R5 年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書</td> <td>4,039件</td> <td>5,443件</td> <td>4,070件</td> <td>5,141件</td> <td>18,693件</td> <td>20,557件</td> </tr> <tr> <td>弁護士</td> <td>138件</td> <td>127件</td> <td>113件</td> <td>115件</td> <td>493件</td> <td>559件</td> </tr> <tr> <td>再加入</td> <td>23件</td> <td>22件</td> <td>12件</td> <td>16件</td> <td>73件</td> <td>128件</td> </tr> </tbody> </table>							実績	第1四半期 4~6月	第2四半期 7~9月	第3四半期 10~12月	第4四半期 1~3月	通期 4~3月	【参考】R5 年度実績	文書	4,039件	5,443件	4,070件	5,141件	18,693件	20,557件	弁護士	138件	127件	113件	115件	493件	559件	再加入	23件	22件	12件	16件	73件	128件											
	実績	第1四半期 4~6月	第2四半期 7~9月	第3四半期 10~12月	第4四半期 1~3月	通期 4~3月	【参考】R5 年度実績																																							
	文書	4,039件	5,443件	4,070件	5,141件	18,693件	20,557件																																							
	弁護士	138件	127件	113件	115件	493件	559件																																							
	再加入	23件	22件	12件	16件	73件	128件																																							
	<p>・法的手続きの実施状況 回収可能性等を含めた費用対効果を勘案し、債務者の属性に応じて、支払督促や少額訴訟を計画的に実施。</p>							○																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">実績</th> <th>第1四半期 4~6月</th> <th>第2四半期 7~9月</th> <th>第3四半期 10~12月</th> <th>第4四半期 1~3月</th> <th>通期 4~3月</th> <th>【参考】R5 年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支払督促 少額訴訟等</td> <td>件数</td> <td>11件</td> <td>18件</td> <td>1件</td> <td>5件</td> <td>35件</td> <td>53件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>4,343千円</td> <td>3,882千円</td> <td>138千円</td> <td>881千円</td> <td>9,244千円</td> <td>26,673千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">強制執行</td> <td>件数</td> <td>5件</td> <td>8件</td> <td>1件</td> <td>4件</td> <td>18件</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>2,348千円</td> <td>4,317千円</td> <td>364千円</td> <td>914千円</td> <td>7,943千円</td> <td>6,314千円</td> </tr> </tbody> </table>							実績		第1四半期 4~6月	第2四半期 7~9月	第3四半期 10~12月	第4四半期 1~3月	通期 4~3月	【参考】R5 年度実績	支払督促 少額訴訟等	件数	11件	18件	1件	5件	35件	53件	金額	4,343千円	3,882千円	138千円	881千円	9,244千円	26,673千円	強制執行	件数	5件	8件	1件	4件	18件	14件	金額	2,348千円	4,317千円	364千円	914千円	7,943千円	6,314千円	○
	実績		第1四半期 4~6月	第2四半期 7~9月	第3四半期 10~12月	第4四半期 1~3月	通期 4~3月	【参考】R5 年度実績																																						
	支払督促 少額訴訟等	件数	11件	18件	1件	5件	35件	53件																																						
		金額	4,343千円	3,882千円	138千円	881千円	9,244千円	26,673千円																																						
強制執行	件数	5件	8件	1件	4件	18件	14件																																							
	金額	2,348千円	4,317千円	364千円	914千円	7,943千円	6,314千円																																							
<p>・埼玉県内年金事務所との事務部会及び連絡協議会において、健康保険加入事業所における保険証即時回収の協力を依頼。 ・高額の返納金が発生する、遡及喪失及び障害年金と傷病手当金の併給調整にかかる周知チラシをそれぞれ作成し、県内年金事務所に設置を依頼。</p>							○																																							

1.基盤的保険者関係 (2) 業務改革の実践と業務品質の向上

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)																																																																															
<p>■ KPI :</p> <p>1) 返納金債権 (診療報酬返還金 (不当請求) を除く。) の回収率を前年度以上とする</p> <p>2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする。 マイナンバーカードと健康保険証の一体化 (健康保険証の廃止) が行われるまでの取組とする</p>	<p>■ KPI :</p> <p>1) 返納金債権 (診療報酬返還金 (不当請求) を除く。) の回収率を前年以上とする (令和 5 年度:63.53%)</p> <table border="1" data-bbox="902 443 1919 592"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R6年度</td> <td>24.45</td> <td>30.27</td> <td>34.94</td> <td>43.52</td> <td>44.24</td> <td>49.89</td> <td>53.17</td> <td>55.09</td> <td>57.63</td> <td>57.37</td> <td>62.24</td> <td>65.91</td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>26.83</td> <td>33.12</td> <td>36.34</td> <td>36.75</td> <td>41.34</td> <td>44.74</td> <td>48.67</td> <td>53.44</td> <td>53.32</td> <td>53.71</td> <td>59.27</td> <td>63.53</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする (令和 5 年度:80.15 %)</p> <table border="1" data-bbox="902 762 1919 911"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R6年度</td> <td>81.16</td> <td>79.40</td> <td>79.24</td> <td>79.43</td> <td>79.77</td> <td>79.40</td> <td>79.41</td> <td>79.40</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>87.65</td> <td>85.72</td> <td>84.31</td> <td>82.98</td> <td>82.45</td> <td>81.91</td> <td>82.12</td> <td>81.85</td> <td>81.53</td> <td>81.13</td> <td>80.81</td> <td>80.15</td> </tr> </tbody> </table>	実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R6年度	24.45	30.27	34.94	43.52	44.24	49.89	53.17	55.09	57.63	57.37	62.24	65.91	R5年度	26.83	33.12	36.34	36.75	41.34	44.74	48.67	53.44	53.32	53.71	59.27	63.53	実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R6年度	81.16	79.40	79.24	79.43	79.77	79.40	79.41	79.40	/	/	/	/	R5年度	87.65	85.72	84.31	82.98	82.45	81.91	82.12	81.85	81.53	81.13	80.81	80.15	<p>○</p> <p>△</p>
実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																				
R6年度	24.45	30.27	34.94	43.52	44.24	49.89	53.17	55.09	57.63	57.37	62.24	65.91																																																																				
R5年度	26.83	33.12	36.34	36.75	41.34	44.74	48.67	53.44	53.32	53.71	59.27	63.53																																																																				
実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																				
R6年度	81.16	79.40	79.24	79.43	79.77	79.40	79.41	79.40	/	/	/	/																																																																				
R5年度	87.65	85.72	84.31	82.98	82.45	81.91	82.12	81.85	81.53	81.13	80.81	80.15																																																																				

1.基盤的保険者関係

(3) ICT化の推進

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)	
<p>(3) ICT化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。 	<p>(3) ICT化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するため、埼玉だより4月号にマイナ保険証の仕組みやメリットについて掲載。 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた資格情報のお知らせを事業所に送付するため、健康保険委員だより6月号の同封チラシや関係団体等を通じて広報を実施。また、従業員数が1,000人以上の大規模事業所に対しては、訪問または電話による協力依頼を個別に実施。加えて、従業員数が150人以上の事業所に対しては、文書による協力依頼を個別に実施。 マイナ保険証の利用促進について、関係団体に対し専用リーフレットを提供のうえ、各団体の広報誌への同封、埼玉新聞への広告記事掲載など、さまざまな機会を捉えた情報発信を依頼のうえ、周知広報を図った。 埼玉だより1月号と3月号において、マイナ保険証の利用方法等について掲載。 	<p>○</p>

2.戦略的保険者関係 (2) 健康づくり

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)	
<p>(2) 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を着実に実施する。具体策は以下②から⑤のとおりとする。</p> <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>実施率への影響が大きいと見込まれる対象を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。</p> <p>〔被保険者(生活習慣病予防健診)〕</p> <p>1) 健診・保健指導カルテ等から事業所規模、業態等で勧奨対象を選定し受診勧奨を行う。</p>	<p>(2) 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>〔被保険者(生活習慣病予防健診)〕</p> <p>1) 健診・保健指導カルテ等から受診率が低調な対象者が10人未満の小規模事業所及びメタボリックシンドローム該当者割合が高い総合工事業、運輸業の2業種を選定し、9月の「職場の健康診断実施強化月間」に合わせ、労働局と連名で受診勧奨文書を令和6年8月30日に15,777件発送。また、令和6年10月から生活習慣病予防健診の受診実績がない事業所(新規適用事業所含む)あて、外部業者による電話勧奨を実施。</p> <p>電話勧奨件数：1,740事業所あて4,528件(令和7年1月まで)</p>	<p>○</p>

2.戦略的保険者関係 (2) 健康づくり

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)	
<p>2) 自己負担軽減に加え、付加健診対象年齢拡大を契機とし、既存健診機関における受診者数増加の働きかけを行う。</p> <p>3) 新規健診機関の拡大を図る。</p> <p>〔被保険者（事業者健診データ）〕</p> <p>1) 健診・保健指導カルテ等から事業所規模、業態等で対象事業所を選定し取得勧奨を行う。</p> <p>2) 特定保健指導早期介入のため、健診推進経費（インセンティブ）を活用したデータ提供を促進する。</p> <p>3) 事業主・健診機関・支部での現行の提供運用のもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて提供されるよう、関係団体等と連携し事業主へ働きかける。</p> <p>〔被扶養者（特定健診）〕</p> <p>1) 自治体と連携し、特定健診とがん検診が同時に受診可能な集団健診を実施する。</p>	<p>2) 既存健診機関において検診車を使用し実施する集団健診について、生活習慣病予防健診の未受診者がいる事業所に対し、集団健診の案内パンフレットを令和6年9月13日に20,105件発送。</p> <p>3) 新規健診実施機関をホームページを通じて公募。 新規契約申請健診機関数：3件（令和7年3月末）</p> <p>〔被保険者（事業者健診データ）〕</p> <p>1) 対象者が10人以上の事業所を対象とし、9月5日から9月26日にかけて、2,250事業所へ提供依頼書の提出勧奨文書を発送し、順次電話による勧奨を実施。 新規提供依頼書取得数：249事業所（令和6年12月末） 健診結果紙媒体取得数：4,000名（令和6年12月末）</p> <p>2) 対象健診機関を公募 契約機関 22機関（参考：令和5年度21機関）</p> <p>3) 事業主に代わり、健診機関から事業者健診データを取得するための同意書を、40歳未満の者も取得できるよう見直しを行ったうえで、引き続き埼玉県及び埼玉労働局と連名で事業主への依頼を実施。</p> <p>〔被扶養者（特定健診）〕</p> <p>1) 自治体を実施するがん検診等と協会の特定健診を同時に受診可能な集団健診を15市町村と実施する。2市町村については7月と8月に実施済み、13市町村については1月から3月にかけて実施。 （令和6年度受診者数2,239人（15市町村））</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

2.戦略的保険者関係 (2) 健康づくり

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)																																																			
	<p>(参考：令和5年度受診者数 1,658人 (13市町村))</p> <p>また、7/17 に開催された埼玉県主催の市町村がん担当者会議において、同時実施の呼びかけを行った。</p> <p>市町村別受診者数 (同時実施分)</p> <table border="1" data-bbox="1064 480 1919 1339"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>自治体</th> <th>受診者数[※]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年7月26日・28日・29日</td> <td>東秩父村</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>令和6年8月2日・3日・5日</td> <td rowspan="2">和光市</td> <td>187人</td> </tr> <tr> <td>令和7年2月10日・11日・12日</td> <td>147人</td> </tr> <tr> <td>令和7年1月9日</td> <td>伊奈町</td> <td>65人</td> </tr> <tr> <td>令和7年1月21日</td> <td>日高市(新規)</td> <td>99人</td> </tr> <tr> <td>令和7年1月23日, 2月17日・21日</td> <td>越谷市(新規)</td> <td>278人</td> </tr> <tr> <td>令和7年1月24日</td> <td>富士見市</td> <td>84人</td> </tr> <tr> <td>令和7年2月5日</td> <td>行田市</td> <td>95人</td> </tr> <tr> <td>令和7年2月6日</td> <td>吉川市</td> <td>200人</td> </tr> <tr> <td>令和7年2月7日</td> <td>幸手市</td> <td>123人</td> </tr> <tr> <td>令和7年2月13日・17日・21日</td> <td>深谷市</td> <td>270人</td> </tr> <tr> <td>令和7年2月13日・17日・21日</td> <td>寄居町</td> <td>79人</td> </tr> <tr> <td>令和7年2月14日</td> <td>杉戸町</td> <td>126人</td> </tr> <tr> <td>令和7年2月14日</td> <td>志木市</td> <td>94人</td> </tr> <tr> <td>令和7年2月19日</td> <td>所沢市</td> <td>255人</td> </tr> <tr> <td>令和7年3月3日</td> <td>秩父市</td> <td>117人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 東京支部加入者も一部含まれている。</p>		開催日	自治体	受診者数 [※]	令和6年7月26日・28日・29日	東秩父村	20人	令和6年8月2日・3日・5日	和光市	187人	令和7年2月10日・11日・12日	147人	令和7年1月9日	伊奈町	65人	令和7年1月21日	日高市(新規)	99人	令和7年1月23日, 2月17日・21日	越谷市(新規)	278人	令和7年1月24日	富士見市	84人	令和7年2月5日	行田市	95人	令和7年2月6日	吉川市	200人	令和7年2月7日	幸手市	123人	令和7年2月13日・17日・21日	深谷市	270人	令和7年2月13日・17日・21日	寄居町	79人	令和7年2月14日	杉戸町	126人	令和7年2月14日	志木市	94人	令和7年2月19日	所沢市	255人	令和7年3月3日	秩父市	117人
開催日	自治体	受診者数 [※]																																																		
令和6年7月26日・28日・29日	東秩父村	20人																																																		
令和6年8月2日・3日・5日	和光市	187人																																																		
令和7年2月10日・11日・12日		147人																																																		
令和7年1月9日	伊奈町	65人																																																		
令和7年1月21日	日高市(新規)	99人																																																		
令和7年1月23日, 2月17日・21日	越谷市(新規)	278人																																																		
令和7年1月24日	富士見市	84人																																																		
令和7年2月5日	行田市	95人																																																		
令和7年2月6日	吉川市	200人																																																		
令和7年2月7日	幸手市	123人																																																		
令和7年2月13日・17日・21日	深谷市	270人																																																		
令和7年2月13日・17日・21日	寄居町	79人																																																		
令和7年2月14日	杉戸町	126人																																																		
令和7年2月14日	志木市	94人																																																		
令和7年2月19日	所沢市	255人																																																		
令和7年3月3日	秩父市	117人																																																		

2.戦略的保険者関係 (2) 健康づくり

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)	
<p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上 動脈硬化等の急速な進行に伴い、重症化・重篤化する可能性がある特定保健指導対象者に対し、個別性を重視した生活習慣改善に重点を置いた指導を行うことで行動変容を促す。</p> <p>〔被保険者〕</p> <p>1) 新規特定保健指導機関を拡大するとともに、既契約特定保健指導機関に対し好事例の横展開や定期的なヒアリングにより実施者数を増加させる。</p> <p>2) 特定保健指導専門機関等による情報通信技術（ICT）を活用した保健指導を推進する。</p> <p>3) 対象者へ特定保健指導の利用機会提供を推進する。</p> <p>4) 保健師・管理栄養士の保健指導等のスキルを向上させる。</p>	<p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>〔被保険者〕</p> <p>1) 新規契約 5 機関（令和 7 年 3 月末） 特定保健指導従事者のスキルアップを目的とし、特保実施機関会議を令和 7 年 1 月 21 日に開催。</p> <p>2) 進捗管理および初回面談の拡大を目的とし毎月専門機関との定例会を実施。 委託対象者数：67,683 人（令和 7 年 3 月末） 初回面談実施者数：4,694 人（令和 7 年 3 月末）</p> <p>3) 特保実施機関において健診当日に対象者へ配布する勧奨リーフレットを作成。9 月に全機関に配布。</p> <p>4) 保健指導者のスキル向上のため、支部内研修会(4/24、7/23、9/10、11/19、1/21、3/18)とミーティング(6/11、10/22、2/18)を開催。</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

2.戦略的保険者関係 (2) 健康づくり

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)																				
<p>〔被扶養者〕</p> <p>1) 集団健診と同日に初回面談を実施する。</p> <p>2) 遠隔面談を活用した特定保健指導を実施する。</p> <p>■ 被保険者 (特定保健指導対象者数： 73,007 人)</p> <p>・ 特定保健指導 実施率 9.8% (実施見込者数： 7,155 人)</p> <p>■ 被扶養者 (特定保健指導対象者数： 3,951 人)</p> <p>・ 特定保健指導 実施率 22.3% (実施見込者数： 881 人)</p> <p>■ KPI :</p> <p>1) 被保険者の特定保健指導実施率を 9.8%以上とする</p> <p>2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 22.3%以上とする</p>	<p>〔被扶養者〕</p> <p>1) 1 月から 3 月にかけて実施する集団健診で同日に特定保健指導を実施。</p> <p style="padding-left: 20px;">令和 6 年度実施者数 1,204 人 (参考：令和 5 年度実施者数 1,141 人)</p> <p>2) 対象者の利便性向上を図るため、遠隔面談を活用した特定保健指導を実施。</p> <p style="padding-left: 20px;">案内送付者数 2,777 人 (令和 7 年 3 月末) 遠隔面談実施者数 12 人 (令和 7 年 3 月末)</p> <p>特定保健指導実施状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #f2f2f2;"> <th rowspan="2">4 月～3 月実施分 (速報値)</th> <th colspan="2">被保険者</th> <th colspan="2">被扶養者</th> </tr> <tr style="background-color: #f2f2f2;"> <th>初回面談 数</th> <th>評価数</th> <th>初回面 談数</th> <th>評価数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 6 年度</td> <td>10,563</td> <td>7,797</td> <td>805</td> <td>682</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>7,339</td> <td>5,243</td> <td>678</td> <td>605</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ KPI</p> <p>1) 被保険者の特定保健指導実施率 10.7% (令和 7 年 3 月末)</p> <p>2) 被扶養者の特定保健指導実施率 17.2% (令和 7 年 3 月末)</p>	4 月～3 月実施分 (速報値)	被保険者		被扶養者		初回面談 数	評価数	初回面 談数	評価数	令和 6 年度	10,563	7,797	805	682	令和 5 年度	7,339	5,243	678	605	<p>○</p> <p>○</p> <p>△</p>
4 月～3 月実施分 (速報値)	被保険者		被扶養者																		
	初回面談 数	評価数	初回面 談数	評価数																	
令和 6 年度	10,563	7,797	805	682																	
令和 5 年度	7,339	5,243	678	605																	

2.戦略的保険者関係 (2) 健康づくり

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)	
<p>④ 重症化予防対策の推進</p> <p>虚血性心疾患の原因となる血圧・血糖・脂質（LDL コレステロール）の未治療者を含むコントロール不良群に受診勧奨や保健指導を行うことで、生活習慣病の重症化を予防する。</p> <p>1) 未治療者に対する受診勧奨 健診当日や健診結果通知時の勧奨（0次勧奨）および健診後の文書や電話等による勧奨（一次、二次勧奨）を実施する。</p> <p>2) 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 埼玉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則り、人工透析に移行させないための保健指導を実施する。</p>	<p>④ 重症化予防対策の推進</p> <p>1) 未治療者に対する受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診機関からの0次勧奨（令和7年3月末） 契約機関数 60 機関 勧奨件数 7,290 件(面談:1,448 件 電話:727 件 文書:5,115 件) ・ 二次勧奨（令和7年3月末） 文書勧奨 22,007 件 電話勧奨 3,732 件 <p>2) 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 文書によるプログラムへの参加勧奨を対象者3,295人へ6月25日に送付。123人から申し込みがあり、かかりつけ医の同意があった20人に保健指導を実施（令和7年3月末時点）。</p>	<p>○</p> <p>△</p>

2.戦略的保険者関係 (2) 健康づくり

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)	
<p>⑤ コラボヘルスの推進 関係団体等と連携し、事業所への健康経営の普及及び経営者の社員への健康づくり意識の醸成を促すような環境づくりを推進する。</p> <p>1) 健康宣言事業所を拡大するとともに、健康優良企業の認定 (STEP1、STEP2) を行う。</p> <p>2) 健康経営埼玉推進協議会、健康経営普及推進協力事業者と連携し、職場における健康づくりを支援する。</p> <p>3) 事業所カルテや定期的な健康情報提供を行い、健康宣言事業所へのサポートを充実させる。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を 1,270 事業所 (※) 以上とする ※ 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p>	<p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <p>1) 12月2日に未宣言事業所 (10,004 事業所) に対して宣言勧奨を実施。</p> <p>2) 健康経営埼玉推進協議会を7月24日に、ワーキンググループを5月28日、9月19日に開催し、令和6年度の各団体の取組の情報共有や事業の進捗報告を行った。また、協議会が主催する健康経営セミナーを10月31日に開催した。</p> <p>3) 定期的 (年4回) な健康情報提供を開始 (第1回は6/20、第2回は9/20、第3回は12/20、第4回は3/19に発送)。 健康宣言事業所を対象にした健康づくりオンラインセミナーを10月より開始。 事業所カルテを12月10日に発送。</p> <p>■ 健康宣言事業所数 1,133 事業所</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>△</p>

2.戦略的保険者関係 (3) 医療費適正化

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)	
<p>(3) 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義や時間外受診・はしご受診の問題点、ジェネリック医薬品の使用促進について、加入者に対し各種媒体を効果的に活用し周知・啓発を行う。 ジェネリックカルテや年齢別、地域別、医療機関別の使用割合等のデータを用い、支部の課題を把握し、厚生局及び埼玉県等と連携しジェネリック医薬品の使用促進に向け医療機関や調剤薬局等へ情報提供を行う。 <p>埼玉県全域で未就学児の医療費が現物給付化されたことに伴い、乳幼児を扶養する親世代に対して窓口負担が発生しない医療費の仕組みや医療保険制度について周知・啓発を行う。また、看護休暇等を取りやすい職場の環境づくりについて啓発を行う。</p> <p>■ KPI : ジェネリック医薬品使用割合 (※) を年度末時点で前年度以上とする ※ 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p>	<p>(3) 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に作成した上手な医療のかかり方に関する動画を活用した広報について、9月中に委託事業者(広告代理店)を決定した。11月11日～12月10日にかけて広報実施。 5月に埼玉県薬務課と今年度における協働した取組について、協議を行った。 医療機関別のジェネリック医薬品使用割合等のデータを使用し、埼玉県のジェネリック医薬品使用割合に影響力のある2医療機関について、3月に関東信越厚生局指導監査課、埼玉県薬務課、協会けんぽ埼玉支部の3者で訪問のうえ、使用促進を行った。 6月から、乳幼児を扶養する被保険者に対し、子どもの心配な症状にかかるセルフケアの方法などをまとめた冊子を配付することによって、子ども医療費の仕組みをはじめとした医療保険制度の周知広報を図った。 <p>■ KPI : 令和6年度目標 (KPI) : ジェネリック医薬品使用割合 : 83.9%以上 令和6年12月末時点 89.6%</p>	<p>○</p>

2.戦略的保険者関係 (3) 医療費適正化

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)	
<p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、埼玉県を取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する埼玉県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・埼玉県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>③ インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。 	<p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県西部地域医療構想調整会議等 4 つの調整会議において、調整会議に提出された定量的なデータやアンケート結果等を基に、保険者として地域で必要な医療機能を確保していくための意見発信を行った。 <p>③ インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 埼玉だより 4 月号、健康保険委員だより 4 月号、メールマガジン 6 月号において、インセンティブ制度の仕組みや意義等について掲載。 さらなるインセンティブ制度の認知度及び理解率の向上を図るため、新聞広告による広報を 3 回実施（1 月 27 日、2 月 25 日、3 月 24 日）。 社会保険協会主催の事務講習会において、インセンティブ制度の仕組みや意義等について説明（3 月 18、19、21、24、26 日）。 	<p>△</p> <p>○</p>

2.戦略的保険者関係

(4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

計画内容

実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)

(4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

・協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示した「支部広報計画」を策定し、統一的、計画的、効果的な広報に取り組む。

(4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

・支部ホームページやメールマガジンで制度改正、健康づくりに役立つ情報を掲載。また、「埼玉だより」、「健康保険委員だより」などの支部定期広報媒体や社会保険協会発行（四半期毎）の「社会保険さいたま」、社労士会発行（毎月）の「会報」にも各種情報を発信。

【広報物の発行状況】

発行月	メールマガジン	埼玉だより	健康保険委員だより	社会保険さいたま	社労士会報
令和6年4月 (令和5年4月)	7,991通 (5,725通)	125,600部 (119,200部)	11,203部 (7,846部)		2,200部 (2,200部)
令和6年5月 (令和5年5月)	8,230通 (5,727通)	126,000部 (119,800部)			2,200部 (2,200部)
令和6年6月 (令和5年6月)	8,232通 (5,745通)	126,300部 (120,100部)	11,201部 (8,040部)	21,000部 (22,400部)	2,200部 (2,200部)
令和6年7月 (令和5年7月)	8,354通 (5,931通)	127,000部 (120,700部)			2,200部 (2,200部)
令和6年8月 (令和5年8月)	8,544通 (6,103通)	126,000部 (121,100部)	11,478部 (8,233部)		2,200部 (2,200部)
令和6年9月 (令和5年9月)	8,590通 (6,203通)	126,400部 (121,600部)		21,000部 (22,400部)	2,200部 (2,200部)
令和6年10月 (令和5年10月)	8,713通 (6,515通)	126,800部 (122,100部)	(8,730部)		2,200部 (2,200部)
令和6年11月 (令和5年11月)	8,824通 (6,629通)	127,300部 (122,800部)		21,000部 (22,400部)	2,200部 (2,200部)

○

2.戦略的保険者関係 (4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報テーマやターゲットに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアやSNS等を活用した積極的な発信を行う。 ・ 県、市町村、関係団体との連携し、保健事業や医療費適正化に対する取り組み等について、加入者・事業主・関係機関等へ情報を提供する。 ・ 「健康づくりサイクルの定着」(毎年確実に健診を受診し、健診結果に応じた行動(特定保健指導の利用や医療機関への早期受診)をとることの重要性の周知を図る)について、統一広報資材を活用し加入者特に40歳代をターゲットとした広報を行う。 	令和6年12月 (令和5年12月)	8,859 通 (6,827 通)	127,700 部 (123,300 部)	11,701 部	△	2,200 部 (2,200 部)
	令和7年1月 (令和6年1月)	9,036 通 (6,779 通)	128,100 部 (123,900 部)	(9,551 部)	△	2,200 部 (2,200 部)
	令和7年2月 (令和6年2月)	9,004 通 (7,195 通)	△	12,256 部	△	2,200 部 (2,200 部)
	令和7年3月 (令和6年3月)	9,387 通 (7,675 通)	128,400 部 (124,900 部)	△	21,000 部 (22,400 部)	2,200 部 (2,200 部)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラジオを活用した広報 埼玉県内のドライバーに向けて健診受診の啓発等、保健事業にかかる広報を行うため、ラジオに特化した広報を実施(2月25日～3月31日)。 ・ 本部より10月に統一広報資材がリリースされたため、資材を効果的に活用した広報について、12月に委託事業者(広告代理店)を決定。1月21日～2月18日の期間で広報を実施。 					

2.戦略的保険者関係 (4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)																																														
<p>・ 新規加入事業所に対し、協会けんぽの事業内容、制度や手続き方法などの周知、保険給付申請書の書き方動画への誘導などにより、現金給付の自動審査率の向上、申請書の返戻を減少させる。</p> <p>・ 健康保険委員について、未登録事業所に対し文書、電話、訪問による委嘱勧奨を計画的に行うとともに、関係団体の協議会の場などを通して健康保険委員、職場の健康づくりの意義等を事業主、経営者層に直接、周知・啓発を行う。</p>	<p>・ 新規加入事業所に対し、ホームページに掲載している新規加入事業所向けの動画の案内を行うとともに、健康保険制度の概要をまとめた「協会けんぽガイドンス」などをお送りし、協会けんぽの事業内容の周知広報を行った。</p> <table border="1" data-bbox="981 480 1279 730"> <thead> <tr> <th>実施月</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月</td> <td>1,838件</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>1,848件</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>2,067件</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>775件</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 健康保険委員の未登録事業所に対し、以下のとおり文書勧奨を行ったほか、健康保険組合から協会けんぽに移管してきた事業所を中心に訪問および電話による勧奨を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="981 932 1619 1386"> <thead> <tr> <th>実施月</th> <th>送付件数</th> <th>登録者数</th> <th>登録率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月</td> <td>1,107件</td> <td>103人</td> <td>9.3%</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>2,307件</td> <td>205人</td> <td>8.8%</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>1,037件</td> <td>85人</td> <td>8.1%</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>749件</td> <td>64人</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>1,106件</td> <td>87人</td> <td>7.8%</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>655件</td> <td>65人</td> <td>9.9%</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>863件</td> <td>119人</td> <td>13.7%</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1,303件</td> <td>139人</td> <td>10.6%</td> </tr> </tbody> </table>	実施月	件数	5月	1,838件	8月	1,848件	11月	2,067件	3月	775件	実施月	送付件数	登録者数	登録率	5月	1,107件	103人	9.3%	6月	2,307件	205人	8.8%	7月	1,037件	85人	8.1%	8月	749件	64人	8.5%	9月	1,106件	87人	7.8%	10月	655件	65人	9.9%	11月	863件	119人	13.7%	12月	1,303件	139人	10.6%
実施月	件数																																														
5月	1,838件																																														
8月	1,848件																																														
11月	2,067件																																														
3月	775件																																														
実施月	送付件数	登録者数	登録率																																												
5月	1,107件	103人	9.3%																																												
6月	2,307件	205人	8.8%																																												
7月	1,037件	85人	8.1%																																												
8月	749件	64人	8.5%																																												
9月	1,106件	87人	7.8%																																												
10月	655件	65人	9.9%																																												
11月	863件	119人	13.7%																																												
12月	1,303件	139人	10.6%																																												

2.戦略的保険者関係 (4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)			
<p>・健康保険委員活動を活性化させるため、健診、保健指導や健康づくり等に関する啓発に重点を置いた研修、広報を実施する。</p>	1月	1,786件	162人	9.1%
	2月	2,847件	225人	7.9%
	3月	2,761件	235人	8.5%
	<p>・健康保険委員会研修会を令和7年1月21日に開催(参加人数134名)。内容としては、埼玉産業保健総合支援センターとの共催により、職場におけるメンタルヘルス対策、マイナ保険証の利用、インセンティブ制度をテーマとした講演を実施。</p> <p>・健康保険制度の内容および申請書の書き方などを網羅した全支部共通広報資材「協会けんぽGUIDEBOOK2024」について、健康保険委員向け対し、8月にリリースした。</p> <p>・健康保険だよりの発行回数について、前年度の4半期に1回の発行から隔月に発行回数を増やし、さらなる広報の充実を図った。</p> <p>【健康保険委員だよりの発行状況】</p>			
	発行日		記事内容	
令和6年4月号		<ul style="list-style-type: none"> ・健診のご案内 ・インセンティブ制度 		
令和6年6月号		<ul style="list-style-type: none"> ・健康宣言のご案内 ・健康経営優良法人2024結果 ・上手な医療のかかり方 		
令和6年8月号		<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告及び決算(本部) ・事業報告(支部) 		

2.戦略的保険者関係 (4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

計画内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)			
<p>■ KPI</p> <p>1-1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 45.0%以上とする</p> <p>1-2) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p>	令和6年10月号	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナ保険証 ・健診結果提供のお願い 		
	令和6年12月号	<ul style="list-style-type: none"> ・健診受診のお願い ・健康保険委員研修会の開催について ・労災の場合の医療機関受診について ・医療費のお知らせ 		
	令和7年2月号	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員表彰式 ・インセンティブ制度 ・無資格受診の防止 		
	<p>■KPI 達成状況</p>			
基準月	健康保険委員委嘱済 事業所の 被保険者数割合	委嘱者数	委嘱事業所数	
令和6年度	48.0%	12,331人	12,116事業所	
令和5年度	44.4%	10,486人	10,250事業所	

3.組織・運営体制関係 (1) 人事制度の適正な運用と人材育成の推進

実施内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)	
<p>(1) 人事制度の適正な運用と人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事評価制度を適切に運用するとともに、評価段階において評価者と被評価者との情報共有を行いながら人事評価を実施する。 支部研修計画に基づいた研修を実施するとともに、必要に応じて本部研修参加者による支部内伝達研修を実施する。また、関係団体主催の研修に積極的に参加する。 	<p>(1) 人事制度の適正な運用と人材育成の推進</p> <p>令和6年6月 ハラスメント防止研修（eラーニング）を実施 令和6年7月、9月、11月、令和7年1月 情報セキュリティ研修（eラーニング）を実施 令和6年7月、11月、令和7年3月 個人情報保護研修（eラーニング）を実施 令和6年8月、12月 リスク管理研修（eラーニング）を実施 令和6年10月 メンタルヘルスマネジメント研修（eラーニング）を実施 令和6年10月 管理職を対象にメンタルヘルスマネジメント研修（支部独自研修）を実施 令和7年2月 コンプライアンス研修（eラーニング）を実施 令和7年2月 主任・スタッフを対象にビジネススキル研修を実施</p>	<p>○</p>

3.組織・運営体制関係 (2) 内部統制の強化

実施内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)	
<p>(2) 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 階層別研修や e ラーニングにより、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識の啓発を行う。 	<p>(2) 内部統制の強化</p> <p>令和6年6月 ハラスメント防止研修 (e-ラーニング) を実施 令和6年7月、9月、11月、令和7年1月 情報セキュリティ研修 (e-ラーニング) を実施 令和6年7月、11月、令和7年3月 個人情報保護研修 (e-ラーニング) を実施 令和6年8月、12月 リスク管理研修 (e-ラーニング) を実施</p>	<p>○</p>

3.組織・運営体制関係 (3) 個人情報の保護、法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

実施内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)
<p>(3) 個人情報の保護、法令等規律の遵守 (コンプライアンス) の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員に個人情報の保護に関する研修を実施し、保有する個人情報の厳格な管理を徹底し漏洩等を防止する。 ・ 個人情報保護活動計画に基づき委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点を是正することにより、個人情報の漏洩等を防止する。 ・ 全職員に対するコンプライアンスに関する研修、コンプライアンス活動計画に基づく委員会を通し、職員一人ひとりのコンプライアンス意識を向上させ、協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性を確保する。 ・ 自主点検（年 2 回）を確実にに行い、法令等遵守を組織内に浸透させる。 ・ 活動計画に基づき、コンプライアンス等のセルフチェックや情報管理強化プロジェクトチームによる個人領域の点検を実施する。 	<p>(3) 個人情報の保護、法令等規律の遵守 (コンプライアンス) の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月月初にコンプライアンス等に係るアンケートを実施 <ul style="list-style-type: none"> 令和 6 年 4 月 3 日 個人情報保護委員会を実施 令和 6 年 5 月 2 7 日 個人情報保護委員会を実施 令和 6 年 6 月 2 1 日 個人情報保護委員会、 コンプライアンス保護委員会を実施 令和 6 年 9 月 1 2 日 個人情報保護委員会、 コンプライアンス保護委員会を実施 令和 6 年 10 月 22 日 個人情報保護委員会、 コンプライアンス保護委員会を実施 令和 6 年 12 月 25 日 個人情報保護委員会、 コンプライアンス保護委員会を実施 令和 7 年 3 月 2 8 日 個人情報保護委員会、 コンプライアンス保護委員会を実施 ・ 令和 5 年下期を対象とした自主点検を令和 6 年 5 月 3 0 日から 6 月 1 0 日にかけて実施した。結果については 6 月 21 日のリスク管理委員会で報告を行い、改善事項等については速やかに是正した。 ・ 令和 6 年上期を対象とした自主点検を令和 6 年 11 月 13 日から 11 月 27 日にかけて実施した。結果については 12 月 25 日のリスク管理委員会で報告を行い、改善事項等については速やかに是正した。

○

3.組織・運営体制関係 (4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等	
実施内容	実施状況 (◎計画を大幅に上回る、○計画通り、△実施中または計画を下回る、×未実施)
<p>(4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達における競争性を高めるため、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 <p>■ KPI : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>	<p>(4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>調達における競争性を高めるため、公告期間や納期までの期間を十分確保するように、各グループに周知を図り、多くの業者が入札に参加しやすい環境を整えた。</p> <p>■ KPI : 10.5% 令和7年3月末時点 入札件数 19 件中一者応札案件 2 件</p> <p style="text-align: right;">○</p>